

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

平成 24 年 5 月
特 許 庁

1. 改正の必要性

特許協力条約に基づく規則（以下「PCT 規則」という。）の改正（平成 24 年 7 月 1 日発効）に伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和 53 年法律第 30 号）第 20 条の規定に基づき、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号。以下「国際出願法施行規則」という。）について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

以下（１）のとおり、PCT 規則の改正が行われたことに伴い、これに適合するよう、以下（２）のとおり、国際出願法施行規則の改正を行う。

（１）PCT 規則の改正について

①PCT 規則 82 の 4.1（期間が遵守されなかつたことによる遅滞についての許容）の新設

同規則は、出願人等の関係者は、住所若しくは営業所を有する地又は滞在地において戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災その他これらに類する事由により、受理官庁等¹に対し行為を行うためのPCT規則に定める期間が遵守されなかつたこと及び合理的にできる限り速やかに適切な措置をとったことを示す証拠を、当該期間の満了の後 6 か月間、受理官庁等に提出することができ、当該証拠により、関係者がそれらの事由により期間を遵守できなかつたこと及び合理的にできる限り速やかに適切な措置をとったことについて受理官庁等が満足する場合には、期間が厳守されなかつたことによる遅滞は許される旨を規定している。

②PCT 規則 82.2 の削除

PCT 規則 82 の 4.1 の新設に伴い、PCT 規則 82.2（郵便業務の中断）が削除された。

（２）国際出願法施行規則の改正について

PCT 規則 82 の 4.1 の新設を受け、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律又は同法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められているものを提出しようとする場合において、その出願人又は代理人の住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）の属する地又は滞在地において戦争、革命、暴動、同盟罷業、天災その他これらに

¹ PCT 第 2 条(xv)の受理官庁。また、「受理官庁等」の「等」とは、受理官庁のほか、国際調査機関（PCT 第 16 条）、補充調査のために指定された機関（PCT 規則 45 の 2.1、45 の 2.9）、国際予備審査機関（PCT 第 32 条）又は国際事務局（PCT 第 2 条(xix)）をいう。

類する事由により、出願人又は代理人が当該提出期間内に当該書面を提出することができなかったときは、出願人は、その旨及び当該事由がなくなった後できる限り速やかに当該書面を提出したことを証明する証拠を、当該提出期間の経過後 6 月以内に限り、提出できる旨の規定（国際出願法施行規則第 73 条の 3 第 1 項）を設ける。

また、それらの事由により提出期間内に書面を提出することができなかったこと、及び当該事由がなくなった後できる限り速やかに当該書面を提出したことを証明したときは、その書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱われる旨の規定（国際出願法施行規則第 73 条の 3 第 2 項）を設ける。

さらに、PCT 規則 82.2 の削除に伴い、これに対応する現行の第 76 条を削除する。

3. 公布及び施行期日

公布日 平成 24 年 5 月 10 日

施行期日 平成 24 年 7 月 1 日

ただし、これらの規定について、上記 PCT 規則改正の経過措置に適合するよう所要の経過措置を設ける。